

第5章

タイにおける障害者の憲法起草過程への参加について

西澤希久男

要約：

タイにおいては、2006年に発生したクーデターにより、1997年憲法が廃止され、2007年に新憲法が発布された。新憲法である2007年憲法においては、1997年憲法と比較しても、障害者に関する規定がより充実したものとなった。それは、憲法起草者によってもたらされたのではなく、障害者自身が活動し、条文修正を働きかけることによって実現した。障害者自らが憲法の起草過程に積極的に関与し、活動した成果であり、新憲法の起草過程および基本理念として重視されている「国民参加」をまさに体現した活動をしている。

キーワード：

タイ 障害者 憲法起草過程 国民参加

はじめに

現在、タイでは「障害者まつわる政治に関するニューズレター」と題するニューズレターが刊行されている。このニューズレターは紙媒体とともに電子媒体でも頒布されており、入手は非常に容易である。2007年3月に第1号が刊行されたが、その内容は「仏暦2549年（暫定）タイ王国憲法」（以下、2006年暫定憲法。）下における立法議会の活動等の紹介をしている。このニューズレターの主な関心は、題名の通り、障害者にまつわる政治とともに、障害者に関する法律の内容の紹介や障害者の権利についてである。さらに、障害者自身が自らに関係する法律について、修正や新規立法などを提案するなど、自分たちの意

見を発信する場となっている。障害者自らが立法過程に参加して自らのことを決めていく姿勢が表れており、まさに、"Noting About Us Without Us"を体現している。この障害者の参加は、単に意見表明だけで終わるものではない。その影響は完成した条文自体にも現れており、それは国家の基本法であり、最高法規である憲法においても現れている、と言える。そこで、本稿ではタイの最新の憲法である「仏暦 2550 年タイ王国憲法」(以下、2007 年憲法。)における障害者の起草過程への参加とその影響について検討していく。

第 1 節 1997 年憲法における障害者の権利

クーデターに拠ることなく民主的な手続により制定された初めての憲法である「仏暦 2540 年タイ王国憲法」(以下、1997 年憲法。)はクーデターにより廃止された。1997 年憲法の廃止後、2006 年には 2006 年暫定憲法が制定され、引き続き 2007 年憲法が 8 月に公布、施行された。クーデターにより現行憲法が廃止され、暫定憲法、恒久憲法の制定というタイ憲法史の伝統がまたしても繰り返された。この伝統の中で、最新の 2007 年憲法が制定されたのであるが、その制定過程は以前とは大きく異なる。それは 1997 年憲法からの流れを引き継ぎ、国民の「参加」という考えが強く影響を及ぼしている。それは、2007 年憲法の条文に国民の参加を保障する条文が多く取り込まれただけでなく、制定過程においても国民の意見を聞くための機会を設けたことから明らかである。もちろん、今回のクーデターは正当性根拠が薄弱な中で、民選議員によって選ばれたタクシン政権を崩壊させ、また 1997 年憲法を廃止したために、国民の意向をくむ必要があったといえる。そのため、国民からの意見を聞く場を設ける必要があったことは間違いないであろう。しかし、国民自身も政府から与えられた機会だけでなく、自ら要求を発信して、自己表現をしている場合がある。それが、障害者団体による運動である。2007 年憲法の制定過程における障害者団体の運動について検討する前に、以下では、まず 2007 年憲法の制定に影響を与えた、1997 年憲法における障害者の権利について概観する。

1997 年憲法は、タイの憲法史の中で、クーデターに拠ることなく制定された初めての憲法である。1992 年 5 月の流血事件以降、制定過程に問題のある 1991 年憲法を改正しようという動きが現れた。そこで、その流れを受けてバンハーン政権は、政治家改革委員会を設置した。そしてその後のチャワリット政権においては、憲法起草議会が設置された。憲法起草議会は 99 人の委員からなり、各県から選出される 76 名の県委員と 23 名の有識者で構成される。委員には、政治家や学識経験者ばかりでなく、NGO 関係者も選出されている。各県委員は、各県の意見を集約して草案に反映するのが任務であったが、実際には、ごく少数の人間により憲法は起草された。1997 年 9 月 27 日に行われた上下両院の合同会議でこの憲法草案は圧倒的多数で可決された。経済危機下において、憲法が不成立となれば、IMF 援助の凍結の可能性もあり、また何よりも経済混乱が政治的混乱に転化すること

が危ぶまれたからである。

このような経緯で制定された 1997 年憲法において，障害（者）と明示されている条文としては，55 条と 80 条 2 項がある。各条は次のように規定する（大友[2003]：25,27）。

「55 条 障害者又は虚弱者は，国から公共の便宜及びその他の援助を受ける権利を有する。

80 条 2 項 国は，高齢者，貧困者，障害者又は虚弱者及び機会のない者の良質な生活及び自立を援助する。」

55 条は，障害者が国から公共の便宜およびその他援助を受ける権利について規定する。80 条は，国は障害者等に良質な生活および自立を援助する，と規定するが，第 5 章の「国の基本政策方針」に規定されており，国家の努力目標であり，障害者の権利とは言えない。1997 年憲法では，障害者が日頃から不利益を受けていることの原因の 1 つである差別の問題については明示的にふれられていない。差別禁止についての規定は 30 条 3 項であるが，そこでは，門地，民族，言語，性別，年齢，身体的もしくは健康上の状態，身分，経済的もしくは社会的地位，信仰，教育または憲法の規定に抵触しない政治的信条があげられているだけで，「障害」という言葉は明示されていない。解釈的には，身体的状態の部分に含まれることは間違いない。実際，1997 年憲法下において，障害者に対する差別の問題について，憲法裁判所の決定が出されている。

憲法裁判所決定仏暦 2545（2002）年 16 号は，仏暦 2543（2000）年司法裁判所司法系公務員法（以下，2000 年司法系公務員法と記載）6 条 10 の規定が憲法に適合するか否かの問題について取り扱っている（Sanratthathammanun[2002]）。事実関係の概要は次の通りである。弁護士である 32 歳の男性と 30 歳の女性が 1999 年に実施された裁判官の任用試験に応募した。応募の際には健康診断結果を添付するが，健康診断において男性はポリオに罹患しており，また女性は 3 歳のときに罹患したポリオが原因で脊骨が湾曲しており，単独では近い距離しか歩くことができないと診断された。希望者の受験資格を審査する小委員会は，審議の結果，両名について仏暦 2521（1978）年司法系公務員規則に関する法律（以下，1978 年司法系公務員規則法と記載。）27 条（11）に基づいて，受験資格を認めなかった。その後，裁判官事務局は 2000 年 3 月 14 日と 16 日に会議を開催し，小委員会の意見に同意し，自らも 1978 年司法系公務員規則法 27 条 11 に基づき，身体的に不適である場合においては受験申請を受理しないという意見を持つに至った。受験希望の両名は，身体状態において異なるという理由により不当な差別を受け，権利を侵害され，損害が発生した，と主張するとともに，1978 年司法系公務員規則法 27 条（11）および（12）ならびに 2000 年司法系公務員法 26 条（10）および（11）が差別的な取り扱いを禁止した憲法 30 条 3 項¹の規定に反するとして，国会オンブズマンに憲法 198 条の規定に基づい

て権限を行使するように申立てた。憲法 198 条 1 項は、国会オンブズマンが法令等の合憲性に問題があると判断した場合には、憲法裁判所または行政裁判所の審理のために当該案件と意見を提出すると定めている。国会オンブズマンは、2000 年司法系公務員法 26 条(10)ならびに裁判所事務局および小委員会の行為の合憲性に問題があるとして、憲法裁判所に審理を請求した。

憲法裁判所では、審理の結果、まず国会オンブズマンによる請求を承認した上で、2000 年司法系公務員法 26 条と裁判所事務局および小委員会の審議の結果の合憲性について審理することとなった。

2000 年司法系公務員法 26 条は受験希望者の資格要件について定めているが、その(10)は欠格条項を定めている。それによると、禁治産者、準禁治産者、精神異常者もしくは認知症者、司法系公務員となることに不適な身体もしくは精神を有する者または裁判所事務局規則に定める疾病に罹患している者ではないこととしている。

ここで問題となっているのは、司法系公務員、すなわち、裁判官となることに「不適な」というのが、どういう意味内容をもつかである。憲法裁判所は裁判官の業務をどのように考えているかという点、単に裁判所において訴訟事件を取り扱うだけではなく、場合によっては、裁判所外に出て行かなければならない仕事と考えている。そのため、選抜については、基準は他の職務と異なり、かつより厳しいものとなっている。ここで憲法裁判所は、他の仕事と選抜基準が異なることを確認している。そこで関係してくるのが、憲法 29 条である。憲法 29 条 1 項²は、憲法の保障する権利および自由を制限することはできないと規定するが、例外として、必要な場合に特別に定める法律の規定に従った場合には制限できるとする。2000 年司法系公務員法 26 条(10)が例外に該当するか否かであるが、憲法裁判所は 26 条(10)の規定は、裁判官の選抜にとって必須であり、かつ適格的であるとして、憲法 29 条が定める特別の例外に該当するため、憲法 30 条 3 項に違反せず合憲であると判断した。

もう一つの論点である、裁判所事務局および選抜小委員会の活動の合憲性については、審理の結果、自由裁量に関する問題であり、憲法裁判所が審理する権限はないとする判断を示した。

1997 年憲法の 30 条 3 項には「障害」という明示的な文言はないが、「身体的状態」という中に含めて障害に関する差別の問題を取り扱っていた。

第 2 節 2007 年憲法の起草手続について

クーデターの発生により 1997 年憲法は廃止されるとともに、下院、上院、内閣、憲法裁判所も廃止された。そして、暫定的な統治の枠組みを定める 2006 年暫定憲法が 2006 年 10 月 1 日に公布された。そこには、新憲法、すなわち 2007 年憲法の起草手続が定められ

た³。それによると、新憲法の起草を目的として、「国民会議」、「憲法起草議会」、「憲法起草委員会」が設置される。国民会議は、憲法起草議会議員の選出母体といえる機関で、タイ国籍を有する 18 歳以上の者から選出される 2000 人以下の議員で構成される（20 条 1 項）。憲法起草議会は 100 人の議員により構成される。議員の選出は、国民会議議員の互選により作成される候補者名簿 200 人から国家安全保障評議会が行う（22 条、23 条）。憲法起草委員会は憲法起草議会によって選出される 25 名と国家安全保障評議会の助言にもとづき選出される 10 名の合計 35 名によって構成される（25 条）。

起草手続の流れとしては、まず憲法起草委員会において草案を作成する。その際、草案が 1997 年憲法と異なる場合については、改正理由を明らかにしなければならない（26 条）。そして、審査および意見聴取のため、憲法起草委員会は草案および説明理由を憲法起草議会等の憲法に定められた機関に送付する（26 条 1 項）。同時に、起草委員会は国民に草案と改正理由を周知し、意見聴取を行う（同条 2 項）。憲法起草議会議員は、現有の議員総数の 10 分の 1 以上の保証署名とともに修正提案およびその理由を提出することができる（27 条）。憲法起草委員会は上記草案送付から 30 日が経過したときは、受理した意見および提案を審査し、修正するか否かをその理由とともに公表する。そして、審議のために草案を憲法起草議会に送付する（28 条 1 項）。憲法起草議会での審議は、原則として、憲法草案の全部について、議員により修正提案が出された条項または憲法起草委員会が提案した条項について、承認するか否かだけができる（同条 2 項）。憲法起草議会は、最初の会議開催日から起算して 180 日以内に草案の作成・審査を完了しなければならない（29 条 1 項）。第 1 回の開催日が 2007 年 1 月 8 日であったので、7 月 6 日までに作業を終了しなければならない。草案の作成が完了したときは、それを国民に周知し、憲法全部を承認するか、または承認しないかにつき国民投票を行う（同条 2 項）。

2006 年暫定憲法に基づく憲法起草手続の特徴は、今泉[2007]によれば次の 3 つに整理することができる。第 1 に、立法機関である国家立法議会とは別に、憲法起草議会を設置したことであり、第 2 に、憲法起草の中心的役割は憲法起草委員会にあり、憲法起草議会の役割は限定的であり、第 3 に、新たな憲法草案の内容について、1997 年憲法がガイドラインとして採用されている点である。

第 3 節 2007 年憲法における障害者に関する規定とその起草過程

上記手続に基づき、2007 年憲法は起草された。起草作業の中心は憲法起草委員会が担ったが、障害者の権利について実際に起草を担当したのは、「権利及び自由、国民の参加、並びに権限の分散に関する第 1 憲法起草小委員会」（以下第 1 小委員会と表記）である。第 1 小委員会が作成した障害者の権利に関する規定の第 1 草案は次の通りである（Khanakammathikanyokrangratthathammanun[2007]）。

「30条3項 門地，民族，言語，性別，年齢，身体的もしくは健康の状態，身分，経済的もしくは社会的地位，信仰，教育または本憲法の規定に抵触しない政治的信条に基づく人に対する差別はしてはならない。」

「53条 障害者または虚弱者は国家から社会福祉，公共の便宜，およびその他援助を受ける権利を有する。」

30条3項の差別禁止規定は，1997年憲法と全く同一のものである。53条については，1997年憲法55条と比較すると，法律の留保についての文言が削除されている他，「社会福祉」という文言が加えられている。

憲法起草委員会は，障害者に関する条文については，1997年憲法を基本的に踏襲しており，ある意味これで十分と考えていたと思われる。しかし，障害者は1997年憲法の規定では不十分と考えており，第1草案が発表される以前から提案を行っていた。

2007年1月16日に，「障害者に関する小委員会」の第1回会議が開催され，そこでタイ障害者協会理事会との合同会議について報告されている。障害者に関する小委員会とは，2006年暫定憲法下における国家立法議会の下にある，「子ども，少年，女性，老人，障害者および人間の安全保障に関する委員会」の下部委員会である。会議での報告によれば，タイ障害者協会理事会との間で，新憲法起草についての方法について審議され，3つの方針が確認された（Cotmaikhaw kanmuangruangkhophikan[2007]: 14）。第1は，基本原則として，1997年憲法を利用すること，第2に，すでにある障害者に関する条文の内容を修正，増補すること，第3に，現時点で規定されていないが，障害者に関する規定を新たに策定することである。続いて，2007年2月7日にも，「障害者に関する小委員会」は，タイ障害者協会理事会と合同会議を開催した（Cotmaikhaw kanmuangruangkhophikan[2007a]: 17）。2月7日の会議では，1997年憲法において障害者に関する条文である30条，55条，80条について検討した。同月20日には，障害者団体は，憲法草案策定の方針について提案している（Namsiriphongphan, Wiriya et al eds.[2007]: 27）。その方針は，大きく4つに分類される。第一に，直接障害者について定めていた30条，55条，80条の内容の修正，第二に，障害者に関係する他の条文の修正，第三に，憲法起草における重要原則の修正方針の提案，第四に，一般的な論点の提示である（Cotmaikhaw kanmuangruangkhophikan[2007a]: 17）。

この第1草案に対しては，上記のように，障害者当事者から修正提案が提出されているが，この提案が2007年5月4日の憲法起草第1小委員会の第16回会議で取り上げられた。委員会で取り上げられた修正提案は，30条と53条についてのものであった。30条3項は差別禁止について定めているが，そこに明示的に「障害」の文言を入れるものである（Sapharangratthammanun, [2007]: 2）。障害者団体から出された提案理由は，差別

禁止条項の中に「障害」の文言を挿入することで、人間としての権利と尊厳が障害者にあることを明らかにし、また権利が保障され、差別が禁止されるとともに、差別禁止条約と一致させることができるとしている (Ibid.)。この修正提案とその理由付けについては、委員会も同意し、提案通りの形で文言が挿入された (Sapharangratthathanun, [2007a]: 1)。興味深いのは、修正に対する委員会意見が、障害者団体から出された修正理由と全く同一であることである (Ibid.)。障害者団体の意見が全面的に尊重された典型例であるといえる。

53 条についても同様に取り上げられた。タイ障害者協会は、「障害者は、国家からの公共の便宜、およびその他援助にアクセスし、かつそれらから利益を受ける権利を有する」と提案した (Sanratthathanun [2002]: 3)。提案理由として、憲法起草第 1 小委員会の案のように、「受ける権利を有する」という表現であると無視して放置されたり、また優先順位が下げられてしまうおそれがあるからとし、アクセス原理を主張することとなった。タイ障害者協会は別の文書の中で、スワンナプーム空港の障害者用トイレは、扉が狭く、車いすでは入ることができないといった例を挙げて、アクセスの重要性を主張する (Cotmaikhaw kanmuangruangkhorphan[2007b]: 8)。この提案に対し、憲法起草第 1 小委員会は、タイ障害者協会が主張するアクセス原理を受け入れた上で、障害者協会の案に「社会福祉」という言葉を挿入する提案をした (Sapharangratthathanun, [2007]: 3)。しかし、第 18 回会議においては、タイ障害者協会案と同一の条文案を提示し、会議意見としてタイ障害者協会の提案理由を採用している (Sapharangratthathanun, [2007a]: 4)。第 1 小委員会のレベルにおいては、タイ障害者協会の提案を全面的に受け入れている。

障害者の権利についての修正提案は、障害者団体からだけでなく、憲法起草議会議員からも出されている。30 条 3 項については、2 人の起草議会議員から修正提案が出されている。いずれも、「障害」という文言を挿入する提案であり、挿入場所に相違がある (Sapharangratthathanun, [2007b]: 8)。53 条については、5 つの修正提案が出されている。そのうち 2 つの修正提案に対して、起草委員会は同意を表明している (Ibid.: 24)。同意を受けた提案の一つは、クリッサダー・ハイワッタナーヌクーン議員からのもので、それは条文上「精神障害者」を明示する提案である (Ibid.)。同意を受けたもう一つの提案はカーンニカーン・バーントゥーンチット議員からのもので、それは「アクセスし、利益を得る権利」という、障害者協会が提案したのと同様な権利構成にするとともに、アクセスできる対象を非常に詳細に規定している (Ibid.)。

タイ障害者協会の修正提案を受けて、憲法起草第 1 小委員会はその提案を受け入れて草案を修正した。憲法起草委員会では、第 1 草案公表後の意見聴取結果をふまえてさらなる検討が行われた。さらなる検討の中で審議されたのは、53 条であった。53 条は、それまでの起草委員会での検討をふまえて、知的障害者の保護を明示するとともに、「社会福祉を受ける権利」から「障害者が社会福祉および公的便宜へアクセスし、かつ利益を得る権利」

という原理に修正することに同意した (Sapharangratthathanun, [2007c]: 5)。また、知的障害者については、項を分けて起草すべきという結論に至った (Ibid.)。今後は、起草委員会事務局が提案を提示するために審議をすることとし、今後の審議にゆだねることとした。

第 34 回の起草委員会会議において、事務局から条文提案がなされ、それに基づいて審議が行われた。30 条 3 項については、「障害」をどこに挿入するかが焦点であったが、最終的には、「状態」の前に挿入された (Sapharangratthathanun, [2007d]: 2)。「障害」の追加と挿入位置についての委員会意見は明記されていない (Ibid.)。53 条については、「受ける権利を有する」という表現から、「アクセスし、利益を得る権利を有する」という表現に変更された (Ibid.: 5)。また、精神障害者についての規定は、依然として今後の議論に委ねるとなっている (Ibid.)。収集した資料からは、委ねられた議論がどのように行われたか明らかではない。

憲法起草議会においては、障害者の権利についてはあまり議論されず、憲法起草委員会による修正を経た第 2 草案は了承されて 2007 年憲法に結実した。53 条の規定は、最終的には、54 条として憲法に規定された。

30 条 3 項、54 条に関する障害者団体からの提案は、憲法の起草担当者から好意的に受け入れられ、ほとんど提案通りの形で新憲法に規定された。しかし、障害者団体から出された修正提案がすべて受け入れられた訳ではない。障害者団体は 30 条、54 条に相当する条文以外にも提案をしているが、起草過程において取り上げられているのは、その一部である。しかし、彼らの活動と条文提案がなければ、障害者の権利が現憲法に規定されているような形式に修正されたかどうかは大いに疑問である。憲法起草者の考え方を変えたのは、まさに障害者自身が率先して活動し、憲法起草過程に参画したからであると言える。

むすびにかえて

2007 年憲法における障害者に関する条文の修正は、障害者による積極的な取り組みの成果である。2007 年憲法の第 1 草案は 1997 年憲法とほとんど変わらない規定であり、障害者自身による活動無くしては、修正は行われなかった可能性が高い。憲法の起草過程における障害者の参加とその成果は、障害者の意識と能力の高さを証明するものである。そして、障害者の参加は、まさに 2007 年憲法の起草および憲法自身が望む国民の参加を果たした結果である。他方、このような成果とは対照的に、起草委員の考え方は障害を医療モデル的にとらえており、旧態依然のものであることを明らかとなった。タイにおいては、近年幾分変化が見られるとはいえ、障害者に対する差別は依然として強いものがあるといえる。そのため、障害がある者およびその家族は、なかなか表立った活動をしつけない。極端な場合は、障害者を監禁状態にしておき、障害者に対する公共サービスを受けさせない。

いままにしておく事例も存在する。そのような状況下において、一部ではあるが、タイの障害者たちの活動は目を見張るものがあり、今後のさらなる活動の活性化が期待される。活動の成果は、すでに憲法起草過程において現れており、障害者を含めたタイ人の意識変革が望まれる。

〔注〕 _____

¹ 30 条 3 項の規定は次の通りである（大友，22）。

「門地，民族，言語，性別，年齢，身体的若しくは健康上の状態，身分，経済的若しくは社会的地位，信仰，教育又は本憲法の規定に抵触しない政治的信条による差別は，これをしてはならない。」

² 29 条 1 項の規定は次の通りである（同）。

「本憲法が定め，必要な場合に特別に定める法律の規定による場合を除き，憲法の保障する人の権利及び自由を制限することはできない。これらの制限は憲法の保障する人の権利及び自由の重要性に影響を与えるものであってはならない。」

³ 2006 年暫定憲法に基づく憲法起草手続については，今泉（2007）による。

〔参考文献〕

日本語文献

今泉慎也 [2007] 「開発途上国における法と政治 - タイ暫定憲法の考察」(小林昌之編 『「法と開発」基礎研究』調査研究報告書，アジア経済研究所，81-109 頁)

(http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Report/pdf/2006_04_22_05.pdf

2009 年 1 月 5 日アクセス)

大友有 [2003] 『タイ王国憲法 - 概要及び翻訳』衆憲資第 21 号，衆議院憲法調査会事務局

外国語文献

Cotmaikhaw kanmuangruangkhonphikan [2007] Cotmaikhaw

kanmuangruangkhonphikan, vol. 1, March, 2007

(http://healthyability.com/download_file.php?a_id=1 2008 年 10 月 10 日アクセス)

Cotmaikhaw kanmuangruangkhonphikan [2007a] Cotmaikhaw

kanmuangruangkhonphikan, vol. 2, April, 2007

(http://healthyability.com/download_file.php?a_id=9 2008 年 10 月 10 日アクセス)

Cotmaikhaw kanmuangruangkhonphikan [2007b] Cotmaikhaw

kanmuangruangkhonphikan, vol. 4, June, 2007

(http://healthyability.com/download_file.php?a_id=35 2008 年 10 月 10 日アクセス)

Khanakammathikanyokrangratthathammanun [2007] Rang

ratthathammanunhengratchaanacakthai phutthasakkarat...

chabaprapfangkhwamukithen, Bangkok

(http://www.parliament.go.th/parcy/sapa_db/committee0-upload/0-20070419162437_cdc%20draft.pdf 2009 年 2 月 2 日アクセス)

- Namsiriphongphan, Wiriya, Phuankaew Kkitcatham and Watchara Riwphaibun eds.
[2007] *Ratthathammanunmai...chiwitmaikhongkhonphikan*, Nonthaburi,
Phaengsangsoemsukhaphapkhonphikannaisangkhomthai
- Sanratthathammanun [2002] Kamwinitcai thi16/2545
(http://www.concourt.or.th/download/Center_desic/45/Center_desic_thai/center16_45.pdf 2008年11月6日アクセス)
- Sapharangratthathammanun, [2007] Sarupphonprachum khanaanukammathikan
yokrangratthathammanun kropthi1 waduaisithitseriphap
kanmisuanruamkhongprachachon lekankracayamunato naikhnakammathikan
yokrangratthathammanun sapharangratthathammanun khrangthi16, 4 May,
2007
(http://www.parliament.go.th/parcy/sapa_db/committee0-upload/0-20080109141831_conclude_016cdc_fd.pdf 2008年12月24日アクセス)
- Sapharangratthathammanun, [2007a] Sarupphonprachum khanaanukammathikan
yokrangratthathammanun kropthi1 waduaisithitseriphap
kanmisuanruamkhongprachachon lekankracayamunato naikhnakammathikan
yokrangratthathammanun sapharangratthathammanun khrangthi18, 11 May,
2007
(http://www.parliament.go.th/parcy/sapa_db/committee0-upload/0-20080109142244_conclude_018cdc_fd.pdf 2008年12月24日アクセス)
- Sapharangratthathammanun, [2007b] Sarupphonprachum khanakammathikan
yokrangratthathammanun sapharangratthathammanun khrangthi29, 17 May,
2007
(http://www.parliament.go.th/parcy/sapa_db/committee0-upload/0-20070521155521_CDC%20conclude%200029.pdf 2008年12月24日アクセス)
- Sapharangratthathammanun, [2007c] Sarupphonprachum khanakammathikan
yokrangratthathammanun sapharangratthathammanun khrangthi30, 22 May,
2007
(http://www.parliament.go.th/parcy/sapa_db/committee0-upload/0-20070525142646_cdc%20conclude_0030.pdf 2008年12月24日アクセス)
- Sapharangratthathammanun, [2007d] Sarupphonprachum khanakammathikan
yokrangratthathammanun sapharangratthathammanun khrangthi34, 30 May,
2007
(http://www.parliament.go.th/parcy/sapa_db/committee0-upload/0-20070611091448_CDC%20conclude%200034.pdf 2008年12月24日アクセス)